

# 企画競争説明書

業務名称：インド国経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築プロジェクト（スタートアップ支援）

調達管理番号：23a00410

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書（案）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月13日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年9月13日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築プロジェクト（スタートアップ支援）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2026年2月

本件では、履行期間を分割する想定はしませんので、期分け分割の提案は認めません。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので（27ヶ月未満想定）、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

以下は、履行期間27ヶ月未満想定でのものです。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第一チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月 20日 12時
3	質問への回答	2023年 9月 25日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 9月 29日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 10月 11日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

### 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

応募を排除する者はありませんが、本業務を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクトに関連する他業務への応募・参加を認めません。

他業務とは、本件受注者がTOR (Terms of Reference) を実質的に作成した業務や、不当に有利となる業務のことを示します。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】 調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: [https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/information\\_230324.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/information_230324.pdf))

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納くださ

い。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～5）の経費と上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

#### 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

##### 2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定した）プロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実進を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	活動計画案	第4条 実施方針及び留意事項 2. 本業務にかかる事項（1） プロジェクトの活動に関する業務
2	アクセラレーションサービスに関する支援内容および具体的なアクセラレーションサービスの内容	第5条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 活動2 ICONN-NINJAプログラムの実施支援
3	オープンイノベーションに関する支援内容および具体的なサービスの内容	第5条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 活動2 ICONN-NINJAプログラムの実施支援
4	ネットワーキングにおける企業との協	第5条 業務の内容



	働の概要	2. 本業務にかかる事項 活動2 ICONN-NINJAプログラムの 実施支援
--	------	---

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

### 第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

### 第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

### 第4条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### (1) JICAクラスター事業戦略に基づく協力

本業務で実施するアクセラレーションサービスプログラムは、JICA課題別事業戦略

(グローバルアジェンダ) 及び「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援 (Next Innovation with Japan; NINJA) クラスタ事業戦略」に基づく協力として構想されている。当該クラスタ事業戦略に基づく他国の協力内容も参照し、現地関係者との協働の下、インドの状況に則したインド工業連盟 (CII) のアクセラレーションサービス (ICONN-NINJA) プログラムの設計及び実施支援を行う。「ICONN」とは、CIIが運営するスタートアップ・エコシステム支援のためのプラットフォームである (<https://ciiiconn.in/>)。

## (2) 日本側投入の全体構成と業務内容の事前確認

本プロジェクトには、プロジェクト全体の活動の実施・運営に携わる長期専門家としてチーフアドバイザー1名とビジネスネットワーキング/業務調整1名の計2名が2023年7月より派遣されている。受注者はこれらの長期専門家と密に情報共有を行い、連携・調整しながら業務を行う。

本プロジェクトは一義的には発注者が本契約業務の契約管理を行いつつ、長期専門家と発注者が適宜全体の方針について相談しながら業務を進める体制となっている。従って、各種業務を推進する際にはJICA本部担当者に余裕を持って情報共有し、確認することが必須となる。

## (3) 活動都市および業務実施場所

ICONN-NINJAプログラムのCII担当者はCIIチェンナイに勤務しているが、長期専門家他CIIスタッフはデリー・グルガオンにて勤務していることから、現地の主な業務実施場所はチェンナイおよびデリー・グルガオンとなる。両都市間の移動の際には国内航空便を利用する<sup>1</sup>。

## 第5条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙3のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### 活動1 ICONN-NINJA プログラムの構築支援

#### ① 情報収集と計画設定

インドのスタートアップに関する情報、およびCIIの起業家支援のための実情・課題等にかかる調査・分析を行うとともに、現地のスタートアップ支援アプローチに関する計画を策定する。

#### ② ICONN-NINJA のプログラムの設計および実施準備

- CII が新たに構築する ICONN-NINJA プログラムに関する要望や条件等についてヒアリングを実施する。
- アクセラレーションサービス、オープンイノベーション、ネットワーキング等を含む ICONN-NINJA プログラムの設計を CII と実施し、各活動における受注者、CII、長期専門家等の役割について明確化する。
- ICONN-NINJA プログラムの対象となるスタートアップの業種や業歴、事業規模

---

<sup>1</sup> 両地域の往復は関係者との協議のためを想定しているが、提案の活動方法に合わせて渡航頻度は検討すること。

等の属性、条件、地域、支援対象社数等についても CII 側の希望を尊重し決定する。

## 活動2 ICONN-NINJA プログラムの実施支援

ICONN-NINJA プログラムとして、下記アクセラレーションサービス、オープンイノベーションおよびネットワーキングを3つまとめて1回(セット)として、合計3回(セット)実施する。第1回目は5社~10社、第2回、第3回目は10社程度のインドのスタートアップ企業を選定しプログラムを実施する。

### ① アクセラレーションサービス

スタートアップ企業が製品と市場の適合性を磨き、拡大できるよう支援することに焦点を当て、約2か月程度/回の期間に集中的に研修・講義等を提供する。

- CII が実施する参加企業募集に関し、応募企業の中から支援対象スタートアップ企業の選定を行う際には、日本企業とのマッチングの可能性の観点を踏まえて助言を行う。
- CII およびコンサルタントが連携し、アクセラレーションサービスを提供するモデレーター・メンターを日本とインドから選定し投入する。
  - a) インド人：業界専門家を CII のスタッフから選定
  - b) 日本人：業界専門家、経験豊富な起業家、および投資家（オンライン可）
- その他<sup>2</sup>

### ② オープンイノベーション

インドのスタートアップ企業に将来の顧客と直接協力する機会を提供する。インドのスタートアップ企業と緊密に連携してビジネス上の課題を解決し、同スタートアップ企業の将来的成長を追求することに熱心な日本の大手企業等と提携することを目的とし、1か月程度/回のオープンイノベーションアプローチを実施する。

- 各回3社程度の日本企業の選定および推薦を行う。日本企業選定の方法については CII と協議して決定する<sup>3</sup>
- 参加する日本企業に対して、オープンイノベーションのプログラム内容、スケジュール、どの企業と連携して実施するか等のオリエンテーションを実施する。
- オープンイノベーションを経て検討された日印企業の共同事業の計画書の作成にかかる側面支援を、CII にとともに実施する。
- その他<sup>4</sup>

### ③ ネットワーキング

インドのスタートアップ企業と日本の主要な投資家や企業との関係を構築する一連のネットワーキングおよびピッチイベントを対面およびオンラインで実施する。

- 受注者は、当ネットワーキングに参加する日本の投資家および企業の参加者募

---

<sup>2</sup> アクセラレーションサービスに関する支援内容および具体的なアクセラレーションサービスの内容については提案すること。なお、アクセラレーションサービスの一環として、ビジネスモデルの精緻化等の支援を含めることとする。

<sup>3</sup> アイデアがあれば提案に含めること。

<sup>4</sup> オープンイノベーションに関する支援内容および具体的なサービスの内容については提案すること。

集、ネットワーキングの企画、準備を担当する<sup>5</sup>。

- 日本の投資家および企業はオンラインでの参加を想定する。ただし対面参加を希望する場合、参加者の自費渡航であれば妨げるものではない。
- ビジネスピッチイベントの想定規模は以下のとおり。

実施回数	3回
対象者	CP (CII) 、現地スタートアップ、日本企業、現地関係組織 等
参加者数	50名/回 (スタートアップ企業以外の関係者含む)
開催期間	1日/回
実施場所	デリー-NCR (グルガオン含む) またはチェンナイ
実施形態	対面・オンライン併用

### 活動3 ICONN-NINJA のプログラムの再設計

第1回 ICONN-NINJA プログラムの実施後、その結果をレビューしプログラムの修正(再設計)を行う。

- ① アクセラレーションサービス、オープンイノベーションおよびネットワーキングを実施後、それぞれの結果を踏まえ実施運営上の問題点等を洗い出し、CIIとともに確認し改善方法を検討する。
- ② 検討した改善方法をもとに、ICONN-NINJA プログラムの再設計を行い、第2回以降のICONN-NINJA プログラムを企画・計画する。

#### (2) 本邦研修・招へい

■本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

#### (3) 機材調達

■本業務では、機材調達を想定しない。

#### (4) 現地再委託

■本業務では、現地再委託を想定しない。

#### (5) その他

##### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - ✓ データ格納媒体: CD-R (CD-Rに格納できないデータについては提出方

<sup>5</sup> ネットワーキングにおける企業との協働の概要について、具体的に提案すること。

- 法を発注者と協議)
- ✓ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。）

② 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

■業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。

想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	1部
業務進捗報告書	・2024年8月末 ・2025年5月末	日本語	電子データ	1部
		英語	電子データ	1部
業務完了報告書 * 製本作成せず	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3部
		英語	CD-R	5部

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- 2) 業務実施の基本方針
- 3) 業務実施の具体的方法
- 4) 業務実施体制
- 5) 業務フローチャート
- 6) 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- 7) 要員計画
- 8) その他必要事項

(3) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）（日本語）（英語）

- 1) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- 2) 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- 3) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- 4) 業務目標の達成度
- 5) 上位目標の達成に向けての提言（最終成果品の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) 人員計画（最終版）
- (ウ) その他活動実績

(4) コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- 3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- 4) 活動に関する写真

## 案件概要表

### 1. 案件名 (国名)

国名：インド共和国 (インド)

案件名：経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築プロジェクト

英語名：Sustainable Global Business Breakthrough Ecosystem Project

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドのGDPに占める製造業の割合は17%程度(2017年、インド財務省)と、中国やタイ等の東南アジア諸国と比較して低く、新興国としては製造業の発展は遅れている。インドの労働力人口は2022年までに7億人に達する見込みであり、製造業は雇用の受け皿としての機能を大きく期待されているものの、製造業が国内労働人口に占める割合は10%強に留まっている。国全体の包括的成長のためには製造業の一層の成長により雇用が生み出されることが求められている。更には、インド国内では、13億人の人口のもと高まる国内需要を輸入で賄わざるを得ない状況が続いており、国内需要の輸入への依存を減らし、インドの経済成長をより安定的にするためにも、さらなる製造業の発展が求められている。

インド政府は2014年にモディ首相のもとで「Make in India」と呼ばれる経済政策を打ち出した。これは、国内外からの投資促進によりインドを世界的な製造拠点とし、もってインドの高い成長率と雇用創出を目指す製造業振興政策である。またコロナ禍以後、世界では安全で信頼性の高いグローバルサプライチェーンの再構築が行われつつある中、インド政府はこれを絶好の機会と捉え、インドを単なるパッシブ市場<sup>6</sup>からグローバル・バリューチェーンの中心にある製造ハブへ変革させることで重要なプレイヤーとしてインドを位置づけたいと考えており、国内製造業の更なる振興が期待されている。インドの製造業をグローバル・バリューチェーンに変革させるには日本を含めた国外の企業とのリンケージ形成が必要であり重視されている。

インド企業とのバリューチェーン形成を日本企業の視点から捉えた場合、インドは世界第3位の巨大な国内市場を有していること、中間所得層の可処分所得<sup>7</sup>が急激に増加していること、投資環境が徐々に改善されつつあることから、日本企業のグローバルなビジネス展開において、インド市場は魅力的かつ最も重要な海外市場の一つとなっており、株式会社国際協力銀行(JBIC)が2021年に日本の製造業企業を対象に行った調査では、中期的(今後3年間程度)有望事業展開先国・地域として中国に次ぐ2位に位置付けられている<sup>8</sup>。一方で、依然として税制、金融規制緩和や知的財産権など様々な課題があるため、日本企業の進出は、企業の自助努力だけでなくインド政府、日本政府の協力が不可欠とされている。また、日本企業がインド進出において克服すべき課題の重要なもの(現地の商習慣に起因した事業遅延や人的リソースの確保の困難性)は、日本企業がインド企業と協業を推進することで克服されることが期待されており<sup>9</sup>、インド企業と日本企業のリンケージ形成はインド企業のグローバル・バリ

<sup>6</sup> 世界の主要消費地・生産地中心の動きに大きく影響される受動的市場

<sup>7</sup> 個人が自由に処分できる所得であり、個人所得から直接税・社会保険料を控除したもの。

<sup>8</sup> 株式会社国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2021年1月)

<sup>9</sup> 経済産業省「平成28年度新興国市場開拓等事業」(株式会社みずほ銀行)

ューチェーンへの参画と日本企業の海外展開の双方に資するものである。係る状況を踏まえ、日印の関係組織が連携して更なるビジネス交流を促進することは双方が抱えるビジネス上の課題や文化・商習慣の違いによる障壁を低減することにつながるため喫緊の課題である。

2000年代後半からスタートアップブームが起きたインドは、政府がスタートアップを支援する多様な政策（「Startup India」<sup>10</sup>、「Standup India」<sup>11</sup>、「MUDRA」<sup>12</sup>など）を打ち出しており、2014年から2019年の6年間で約9,000社のスタートアップが誕生<sup>13</sup>するなどスタートアップ先進国として躍進し、スタートアップ・エコシステムにおいてインドは世界第3位の規模<sup>14</sup>を誇っている。これを受け、日本政府や日本企業からは、ITやソフトウェアに強くスタートアップ先進国のインドとハードウェアや研究開発に強い日本との協業を期待する声が高まり、同分野における日印間の連携が加速<sup>15</sup>している。イノベーションを生み出すIoTやAI、ビッグデータに代表されるDX（デジタルトランスフォーメーション）<sup>16</sup>は製造業においても重要な役割<sup>17</sup>を担うが、DXによる経済的便益やそのインパクトの不明瞭さから、近年、インドの製造業界ではDXに対して慎重な対応を取り、積極的に取り組まない企業も散見された<sup>18</sup>。一方で、インド政府は2015年に”Digital India”イニシアティブをモディ首相の主導により開始し、DXについてもインドをデジタル化を通じて強化された知識経済社会に変革するために重要であると位置づけ取り組んでいる。製造業界のみならず、将来、製造業界に貢献する人材育成を行うインド工科大学などの高等教育機関においてもインキュベーションセンターを設立するなど、近年、スタートアップ支援が活発に行われている。日印両国において、自国産業を発展させていく上で、イノベーションやスタートアップの育成は欠かせない要素であるが、日印の関係組織が連携することでこれらの領域でも相乗的な発展に資することが期待されている。

---

<sup>10</sup>持続的経済成長と新たな雇用機会創出を後押しするイノベーション及びスタートアップのエコシステムを構築することを目指すモディ首相主導の目玉政策であり、具体的な政策としては3領域・19計画から構成されている。

<sup>11</sup> 草の根レベルの起業を支援するため、女性や最下層カーストの人が起業する際の銀行ローン（100万～1000万ルピー）を支援するスキーム。

<sup>12</sup> MUDRA（Micro Units Development & Refinance Agency Ltd）はインド政府が立ち上げ、インド中小企業開発銀行（SIDBI）の100%子会社として設立された。2015年にノンバンク金融機関として登録され、零細企業や小企業に融資を行う金融機関を支援することで零細企業セクター開発とその再融資を支援する。

<sup>13</sup> インド全国ソフトウェア・サービス企業協会（NASSCOM：National Association of Software and Services Companies）「インドのテックスタートアップエコシステム」（2020年8月19日開催「Start-up & Innovation sector：Challenges & Emerging Opportunities」Webinar内資料）

<sup>14</sup> インド商工省産業国内取引促進局（DPIIT：Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Ministry of Commerce and Industry）「インドにおけるスタートアップ」（2020年8月19日開催「Start-up & Innovation sector：Challenges & Emerging Opportunities」Webinar内資料）

<sup>15</sup> 両国の共同イノベーションを促進するオンライン・プラットフォームである「日印スタートアップハブ」やインドスタートアップに投資するため両国政府で創設した「日印Fund of Funds構想」など。

<sup>16</sup> 変化の激しいビジネス環境に対応すべく、企業がデータとデジタル技術を活用してビジネスモデルや業務などを変革することで競争優位性を確保すること。

<sup>17</sup> 工場の自動化、生産性・品質の向上、コスト削減、サプライチェーンの最適化など。

<sup>18</sup> Ernst & Young India「Will the next transformation in manufacturing be led by digital?」（2020年3月）



我が国は技術協力<sup>19</sup>「製造業経営幹部育成支援（Visionary Leaders for Manufacturing: VLFM）プロジェクト」（2007年～2013年）、及び「包括的成長のための製造業経営幹部育成支援（CSM）プロジェクト」（2013年～2021年）（以下、あわせて「VLFM/CSMプロジェクト」と言う）を、インド工業連盟（CII）<sup>20</sup>及びインドの3大学<sup>21</sup>を対象に実施し、製造業における指導者の育成と経営幹部育成プログラムを確立し、製造業のマネジメントを改善することに加え、製造業の環境配慮と包括的な成長への寄与という新たな目標に取り組んできた。これらの取り組みにより、①1,000社を超える企業から約6,000人のプロフェッショナルリーダーが育成されたこと、②産官学の連携による持続的な製造業幹部育成を行う体制が構築されたこと、③日本の製造業等の取り組みからユニークな学びの機会を得ていることは、日本企業との連携ニーズは高いものの、インド側には日本の文化・商習慣に通じた人材は非常に限定的であることから、貴重なアセットであるとインド政府からも評価されており、今般これらのアセット（人材ネットワーク、日本のものづくりを学んだ研修生、能力強化されたカウンターパートなど）を活用し、日印企業のビジネス連携を強化する最適なエコシステム構築するため、本事業の要請がインド政府よりなされた。

本事業は、上記のVLFM/CSMプロジェクトを通して育成された人材及びインド企業のネットワークを活用することでインド企業と日本企業を連携させるプラットフォーム<sup>22</sup>を構築し、CII及びインドの大学におけるデジタル技術の活用やスタートアップとの連携を通じた製造業の振興支援によってビジネス革新（ビジネス・ブレイクスルー<sup>23</sup>）を生み出すエコシステム<sup>24</sup>を発展させることでインド政府が国家目標として掲げている製造業の更なる発展に貢献し、包括的な成長に寄与することを目指すものである。

（2）民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

日本政府の掲げる対インド国別開発協力方針（2016年3月）において、重点分野として「産業競争力の強化」を掲げており、その中で特に製造業分野の強化は、インドの経済成長をより安定的にするための鍵であるとし、若い生産人口のための新たな雇用を生み、経済の技術的基盤を強化し生産性を向上させる必要があるとしている。また、我が国が表明（2016年）する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想においても、インドはその重要な拠点であり、2019年日本・インド両国政府が立ち上げに同意したインドの産業競争力の強化に向けた「日印産業競争力パートナーシップ」の成果

<sup>19</sup> 上級・中堅管理者を対象とした「上級経営幹部コース」、製造業経験者の中堅管理者候補を対象とした「中級経営幹部コース」（大学院での学位認定プログラム）、経営者対象の「社長コース」、下請け中小企業を対象とした「中小企業育成コース」の運営等を支援したもの。

<sup>20</sup> 1895年に設立された日本の経団連に相当するインドの非政府・非営利組織。中小企業や多国籍企業を含む民間および公共部門から9千以上の組合会員（直接加盟）と、294の国や地域の産業団体から30万以上の組合会員（間接加盟）が所属する。関係省庁であるDPIITとは「Make in India」や「Investment India」などの国家イニシアチブについて連携するなど密に協働する。

<sup>21</sup> VLFM/CSMプロジェクト開始の際にインド側で形成された産官学パートナーシップの参画大学であるインド経営大学院カルカッタ校、インド工科大学キャンプル校及びインド工科大学マドラス校。

<sup>22</sup> 日本とインドの企業がビジネス連携を発展させていくための基盤・土台となるもの。

<sup>23</sup> 製造業にとって従来型の改善型マネジメントだけでは不十分であり、常識を覆すようなブレークスルー・マネジメントこそが必要との司馬正次筑波大名誉教授の教えに従ったビジネスのパラダイム変換。

<sup>24</sup> 本事業におけるエコシステムとは、インド側の産業界及び学界が日本側の産業界及び学界の各機関と直接的に連携し双方に有益となる活動を構築・実施しながら広く共存共栄していく仕組みを指す。

発現にも具体的に貢献し得るものである。

JICAは「インドJICA国別分析ペーパー（2018年3月版）」（JCAP）にて、JICAとしてインドで取り組むべき開発課題の一つに「生産性の高い産業の育成」を挙げている。本案件は、日本とインドの企業がビジネス連携を進める中で生産拠点設置を進めるためのハード、ソフト両面での投資環境整備を促進させ、生産拠点で活動する産業人材育成に繋げることでインドの開発課題解決に資する活動にあたる。また、JICAは民間セクター開発に係る課題別事業戦略である「グローバル・アジェンダ」において、「起業家・企業育成」や「投資促進・産業振興」を重点として位置付けており、途上国の民間の起業家や企業の育成・成長、途上国への貿易促進及び産業政策・ビジネス環境整備を通じて産業振興を支援するとともに、民間ビジネスによる社会課題解決を推進し、これらにより途上国の質の高い成長の実現に貢献するとしており、本案件はこの方針に合致する。

本事業は日印の産業界等との連携を促進し、インドにおける製造業の振興に貢献するものであることから、SDGsのゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、及びゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献するものである。

### （3）他の援助機関の対応

産業開発分野では、ドイツ国際協力公社（GIZ）が、産学連携促進やインキュベーションを含む中小零細企業におけるイノベーション促進支援等の技術協力を実施している。また、世界銀行では、低所得州の大学などで技術訓練教育の向上を支援している。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、Industry4.0<sup>25</sup>やSociety5.0<sup>26</sup>を参考に、日印企業の交流及び、革新的な教育を促進するとともに、CII及びインドにおける大学の日印ビジネスに関する支援サービス運営能力の強化を行い、日印両国でのビジネス面での産業界及び、学术界における連携が拡大し、インドでビジネス革新を生み出すエコシステムが発達することで包括的な成長につながるインドの製造業の育成に寄与するもの。

### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

コルカタ市、ムンバイ市、ベンガルール市、チェンナイ市、カンパール市、グルガオン市<sup>27</sup>。なお、この他の地域についても、必要性に応じて本事業関係者の合意に基づき対象とする。

<sup>25</sup> 「第4次産業革命」。水力・蒸気機関を活用した機械製造設備が導入された第1次産業革命、石油と電力を活用した大量生産が始まった第2次産業革命、IT技術を活用し出した第3次産業革命に続く歴史的な変化として位置付けられている。製造業におけるオートメーション化及びデータ化・コンピュータ化を目指す昨今の技術的コンセプト。

<sup>26</sup> 「未来社会」として、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、日本が提唱する新たな社会のコンセプトで、科学技術基本法に基づき、5年ごとに改定されている科学技術基本計画の第5期（2016年度から2020年度の範囲）でキャッチフレーズとして登場。

<sup>27</sup> VLFM/CSMプロジェクトにおいて拠点となっているCIIの本部及び中核拠点（Center of Excellence）、並びに連携先の3大学の所在地。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：インド工業連盟（CII）、インドにおける大学及び製造業界等の幹部人材（上級経営幹部コース<sup>28</sup>や、中級経営幹部コース<sup>29</sup>の卒業生を含む）

最終受益者：インド企業経営者及びその従業員、インド起業家、教員・学生、及び日本における企業・大学

(4) 総事業費（日本側）

4.4億円

(5) 事業実施期間

2023年7月～2028年7月（計60ヶ月）

(6) 事業実施体制

JICA長期専門家に加え下記現地関係者及び日本関係者で事業を実施する。

- ① DPIIT<sup>30</sup>：本事業の共同所轄官庁（産業界）として、本事業運営実施について総合監督する。
- ② MoE<sup>31</sup>：本事業の共同所轄官庁（学術界）として、本事業運営実施について総合監督する。
- ③ インド工業連盟（CII）：本事業運営実施において、日印連携事業のインドの産業界関連事業を担当（例：ビジネスマッチング、Industry 4.0等）。
- ④ インド経営大学院カルカッタ校、インド工科大学カンプール校及びインド工科大学マドラス校：本事業運営実施において、日印連携事業のインドの学術界関連事業を担当（例：起業家育成、スタートアップ支援等）。
- ⑤ 日本の企業支援関係機関等<sup>32</sup>：本事業運営実施において、日印連携事業の日本側の担当機関。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 150P/M）：

長期専門家：シニアアドバイザー（60P/M）、業務調整/ビジネスネットワーキン

---

<sup>28</sup> CIIが提供する加盟企業向け上級経営幹部対象の研修（1年間）。2007年から2021年にかけてJICAの技術協力にて支援を行った。

<sup>29</sup> IIM-Calcutta、IIT-Madras、IIT-Kanpurが提供する中級経営幹部向けの大学院コース（1年間）。2007年から2021年までJICAの技術協力にて支援を行った。

<sup>30</sup> インド商工省産業国内取引促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Ministry of Commerce and Industry）は1995年に設立された政府機関で、商工省にある2つの部局の一つ。新技術や次世代技術への投資、外国からの直接投資の促進、産業のバランスのとれた発展の支援によって国の産業発展を促進し加速する役割を担い、インド産業の生産性やスタートアップを含む産業に関する中央政府の政策決定機関。製造業振興のための「Make in India」政策など様々なイニシアチブや政策などでCIIと連携している。

<sup>31</sup> インド教育省（Ministry of Education）は1985年に設立された学校教育に関する政府機関。学校教育・リテラシー部門と高等教育部門の二つで構成され、本事業で関わるインド工科大学（IIT）やインド経営大学院（IIM）などは後者が管轄する。

<sup>32</sup> 事業開始時点では、独立行政法人中小企業基盤整備機構（SMRJ）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、大阪商工会議所（OCCE）等を想定しており、今後インド側の希望を含めて連携先を模索する。

グ (60P/M)

短期専門家：スタートアップ (30P/M)

② 研修員受け入れ：

- 日印連携における新しいサービスを活用する CII 主催の「上級経営幹部コース」及び IIM-Calcutta (IIM-C)、IIT-Madras (IIT-M)、IIT-Kanpur (IIT-K) 共催の「中級経営幹部コース」参加者及び関係者の日本等訪問
- 日系企業とのビジネスマッチング及びネットワーキングのための商談会

③ 機材供与等：

事業活動促進に繋がる備品

2) インド国側

① カウンターパートの配置

a. 事業運営のための管理者

- DPIIT代表 (1名) (本事業運営実施 (主に産業分野) について総合監督する。)
- CII代表 (2名) (本事業運営実施の監督をDPIITおよびMoEからの助言を基に実施する。)
- MoE代表 (1名) (本事業運営実施 (主に学術分野) について総合監督する。)

b. 事業メンバー

- プロジェクトディレクター (1名) (DPIITと協議の上で、産業界関係者のCIIより選出。本事業の活動実施全体に関して監督する。)
- プロジェクトマネージャー (産業界) (1名) (産業界関係者のCIIより選出。本事業の産業界関連の活動実施に関して監督する。)
- プロジェクトマネージャー (学術界) (1名) (MoEと協議の上で、学術界関係者のIIM-C、IIT-K、IIT-Mより選出を予定。本事業の学術界関連の活動実施に関して監督する。)
- プロジェクトマネージャー (政府系団体) (1名) (DPIITからの合意を得たうえで、政府系団体の Invest Indiaより選出。本事業の政府系団体関連の活動実施に関して監督する。)
- グループリーダー及びスタッフ他 (Industry4.0、ビジネスマッチングおよびスタートアップ支援のグループリーダーについては各分野1名ずつ)

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- プロジェクト事務所及び必要設備 (机、椅子、エアコン、PC、インターネットアクセス等)
- 活動に使用する教室及び必要設備

(8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

インド経営大学院カルカッタ校、インド工科大学カンプール校及びインド工科大学マドラス校の3校を支援対象として想定しているものの、成果2 (起業に関する革新的な教育促進) に関して、インドの魅力をより日本側関係者に伝わりやすくするため、円借款プロジェクト「インド工科大学ハイデラバード校建設事業 (フェーズ1) (フェーズ2)」及び技術協力プロジェクト「インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト」(2012~2026)との連携により、インド工科大学ハイデラバード校を対象に追加することを検討する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

ドイツ国際協力公社（GIZ）による産学連携促進やインキュベーションを含む中小零細企業におけるイノベーション促進支援等の技術協力は、本事業がアラインするインド政府の政策”Startup India”への貢献に関し連携を行うことが可能であり、その対象及び活動内容について情報を共有していく。

また、世界銀行では、低所得州の大学などで技術訓練教育の向上を支援しており、本事業で対象としている幹部候補生とは住み分けを行うことにより、補完的役割を果たすことを目的とする。

#### （9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

##### 1）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

##### 2）横断的事項

特になし。

##### 3）ジェンダー分類：

【対象外】■（GI）（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>

詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を実施するに至らなかったため。

#### （10）その他特記事項

特になし。

### 4. 事業の枠組み

#### （1）上位目標：

ビジネス・ブレイクスルーを生み出すエコシステムが構築されることをもって、包括的成長につながるインドの製造業が育成される。

#### 指標及び目標値：

日印連携から生み出された新たなサービスを活用したCII会員企業及びインドの大学の学生が新たなビジネスを生み出す。本事業期間中に企画・実施されるCII及び大学と日本側関係機関・大学間によるそれぞれが連携を進めたい共同事業を通じて達成水準を設定する。（例：支援を受けた企業の事業の拡大、起業数）

#### （2）プロジェクト目標：

日印ビジネス連携のための体制強化及び自律的發展が促進され、日印両国での、ビジネス面での産業界及び学術界における連携が拡大される。

#### 指標及び目標値：

CII及びインドの大学と企業支援関係機関、本邦大学等による共同事業を通じたサービスが企画・実施され提供される。

### (3) 成果

- 成果1： Industry4.0・Society5.0を参考に、インド企業のスタートアップの支援、日本企業とのビジネスマッチング、ネットワーキングイベント、ピッチイベント等に取り組むことにより日印企業の交流が促進される。
- 成果2： インド人学生のための起業家精神や起業についての革新的な教育が促進される。
- 成果3： 日印ビジネスに関する支援サービス運営能力が強化される。

#### 指標及び目標値：

本事業では、CIIと日本の企業支援関係機関等とでそれぞれが連携を進めたい共同事業の試行、インドの大学と本邦大学等とでそれぞれが連携を進めたい共同事業の試行の実施とこれを踏まえた本格的な共同事業の形成が本事業の活動の主であり、それらの試行の実施を経て連携事業の本格実施（JICA支援から自立しJICAプロジェクト終了後も運営が持続可能な状態）が具体化することが期間中の達成水準となる。そのため、これらの活動を通じたインパクトはプロジェクト目標、上位目標の指標で対応することとし、これらの達成水準は共同事業の試行実施を通じて設定する。

- 指標1-1： CIIと日本の企業支援関係機関による共同事業が試行され、具体的な連携実施計画が策定される
- 指標1-2： 日印企業連携により共同事業の試行活動が策定される
- 指標1-3： 新たなビジネス創出機会の増加のため、Industry 4.0・Society5.0に関する日本の企業支援関係機関の知見がインド企業へ提供される
- 指標1-4： 日印企業のビジネスマッチングのためのシステム・体制が確立される
- 指標1-5： 日印企業のビジネスマッチングのためのピッチコンテスト等が開催される
- 指標2-1： 日印大学間の共同事業が試行され、具体的な連携実施計画が策定される。
- 指標2-2： 大学間連携により学生に対するビジネス創出のための知見を得る機会が提供される
- 指標2-3： 知的財産保護に関する具体的アイデアが日印大学の知見・経験をもとに共有される
- 指標3-1： 担当者が配置され、日本の関係機関との連絡・調整体制が確立し、CP機関の日印連携体制の検討・構築能力が向上する
- 指標3-2： CP機関が連携構築の方法を理解し、連携計画を策定し実施する
- 指標3-3： Japan Visit<sup>33</sup>を企画・運営できる能力が身に着く
- 指標3-4： 日印連携による研修や人材開発サービスの国際的展開が検討・試行される
- 指標3-5： CP機関幹部の日本訪問を通じて、CP機関の事業運営能力が強化される。
- 指標3-6： JICAの働きかけにより、インド側CPが自立した事業運営に向けモチベーションを向上させる

#### (4) 主な活動：

- 1-1： 日本の企業支援機関等とのエコシステムの構築と具体的連携策（WEBマッチング、ネットワーキング、フォーラム・セミナー）を検討し、ビジネス連携、ス

---

<sup>33</sup> VLFM/CSMIにおいて、「上級経営幹部コース」及び「中級経営幹部コース」の参加者が技術協力プロジェクトの国別研修として訪日し、日本の製造業生産現場や講義を通して学ぶもの。本プロジェクトではインド側が自立して運営することを目指す。

スタートアップ、イノベーション、テクノロジー、中小企業などに関する日本側専門知識を活用した、日印関係者のそれぞれが連携を進めたい共同事業の試験的な実施支援

- 1-2: 新しいビジネス創出のためのIndustry4.0やSociety5.0などの日本産業界知見・経験の提供
- 1-3: 日印企業ビジネスマッチングのための体制の構築
- 1-4: ビジネスピッチ等への参加を通じた日印共同事業の構築支援
  
- 2-1: 日印の大学間連携による学生へのビジネス構築に関する研究機会の提供
- 2-2: TLO<sup>34</sup>活用による知的財産権保護等に関する体制の構築支援
  
- 3-1: CIIによる日本企業とのビジネスマッチングの能力の向上支援
- 3-2: PGPEX学生及び卒業生向けJapan Visitの企画・運営能力向上支援
- 3-3: CIIによる研修や人材開発サービスの国際的展開の試行的な企画・実施
- 3-4: CII・PGPEX幹部の招聘による日印産業支援の相互理解促進支援
- 3-5: 日印のつながりの活性化・深化のため、VLFM及び学界における主な実践的支援者のモチベーション向上の支援（JICA賞の授与等）

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

事業内容が立場や役割がそれぞれ異なったすべてのステークホルダー（インド商工省、インド教育省、インド実施機関（CII、インドにおける学術機関）、日本企業支援機関（独立行政法人、学術機関、公益経済団体、企業含む）、インド企業（大企業、中小企業、スタートアップなど）、日本企業（大企業、中小企業、スタートアップなど）、JICA）に共有され、十分に理解される。

### (2) 外部条件

- ・インドと日本の良好な関係が維持され、引き続き政府間、企業間の経済交流が活発に実施される。
- ・企業及び経営者が、継続的に事業に参加・協力する。
- ・日印交流等、両国の関係が新型コロナウイルス等の影響で急激な制限を受けない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジア王国向け技術協力「カンボジア日本人材開発センタープロジェクト」、 「カンボジア日本人材開発センタープロジェクトフェーズ 2」の事後評価結果等では、日本人専門家が現地スタッフを尊重し、側面支援する姿勢で業務にあたっていることなどから、カンボジア日本人材開発センター（CJCC）の内部の体制やコミュニケーションが安定した状況にあり、そのことが成果・プロジェクト目標の高い達成度や様々な正のインパクトにつながったと評価されている。本事業においても、実施機関内部の円滑なコミュニケーションの促進及び安定した運営体制の構築等の取り組みを行う計画である。また、キルギス共和国向け技術協力「キルギス共和国日本人材開発セ

<sup>34</sup> Technology Licensing Organization : 技術移転機関

ンタープロジェクト」、「キルギス共和国日本人材開発センタープロジェクトフェーズ 2」の事後評価結果等では、財務状況の改善とビジネスコースの見直しを一体的に進め、財務計画も含めた包括的・中期的な戦略を策定する重要性が示唆されている。本事業では、財務持続性を高め、資金面においても、実施機関による自律的な運営ができるよう財源を確保するためのビジネスモデル創出などについて支援する。

## 7. 評価結果

本事業は、インド国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策及びJICAの協力量針と十分に合致しており、日印の産業界及び学術界におけるビジネス連携を深化させ、インドにおける製造業の振興に貢献し、スタートアップや企業の事業強化および事業拡大を支援することから、SDGsのゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、及びゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献すると考えられ、また計画の適切性が認められることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始6か月以内      ベースライン調査

事業終了3か月前 事業終了前のCIIおよびIIT/IIMとの合同レビュー

事業終了3年後      事後評価

以 上



## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/Pのオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

## (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では、次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
- 第一段階（計画フェーズ）：  
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
- 第二段階（本格実施フェーズ）：  
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣している。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、業務進捗報告書及び業務完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- 上記専門家との役割分担は、「第5条 2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

以上

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

## 3. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以上

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：スタートアップに対する伴走型支援業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／アクセラレーションサービス

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

➤ 約 6.50 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者／アクセラレーションサービス】

- ① 類似業務経験の分野：スタートアップに対する伴奏型支援業務
- ② 対象国及び類似地域：インド国及びアジア地域
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

下記を参考に、活動計画案を提案すること。

2023年11月中旬より業務を開始し、2026年2月27日までに報告書を提出する。

活動項目	2023		2024				2025			
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
プログラム設計										
日本企業連携活動										
スタートアップ募集補助										
アクセラレーション支援提供										
オープンイノベーション										
ネットワーキング										
プログラム設計修正										
自立化に関する提言作成										

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

12.00人月（現地：9.00人月、国内：3.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／アクセラレーションサービス（3号）
- ② 日本企業連携

#### 3) 渡航回数を目途 全22回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

本件においては、現地再委託する業務は想定しません。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 討議議事録（R/D）

➤ 派遣する専門家の業務内容

上述2)については、JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム (edgps@jica. go. jp) へ連絡し入手してください。

配付資料の受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

2) 公開資料

➤ インド国 スタートアップ・イノベーションエコシステム及び日印連携強化策に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート

<https://libopac. jica. go. jp/images/report/12375093. pdf>

➤ インド国 包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト業務完了報告書

① [https://libopac. jica. go. jp/images/report/12359147\\_01. pdf](https://libopac. jica. go. jp/images/report/12359147_01. pdf)

② [https://libopac. jica. go. jp/images/report/12359147\\_02. pdf](https://libopac. jica. go. jp/images/report/12359147_02. pdf)

➤ インド 包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト中間レビュー調査報告書

<https://libopac. jica. go. jp/images/report/12251328. pdf>

➤ インド 製造業経営幹部育成支援プロジェクト終了時評価調査報告書

① [https://libopac. jica. go. jp/images/report/12044517\\_01. pdf](https://libopac. jica. go. jp/images/report/12044517_01. pdf)

② [https://libopac. jica. go. jp/images/report/12044517\\_02. pdf](https://libopac. jica. go. jp/images/report/12044517_02. pdf)

③ [https://libopac. jica. go. jp/images/report/12044517\\_03. pdf](https://libopac. jica. go. jp/images/report/12044517_03. pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。当地の治安状況については、JICA現地事務所、在外日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意し

てください。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

#### **【上限額】 44,950,000円（税抜）**

上記の金額は、下記（2）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### （2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費

(3) 定額計上について

該当なし。

(4) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(5) 旅費（航空賃）について

参考までにJICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄デリー（エアインディア）

東京⇄香港⇄チェンナイ（キャセイパシフィック）

東京⇄バンコク⇄チェンナイ（タイ航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。  
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙4：プロポーザル評価配点表

以上



プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(50)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
業務主任者の経験・能力： 業務主任者/アクセラレーションサービス	(50)	(-)
ア) 類似業務の経験	20	-
イ) 対象国・地域での業務経験	5	-
ウ) 語学力	8	-
エ) 業務主任者等としての経験	10	-
オ) その他学位、資格等	7	-